

令和 8 年（2026 年）8 月 10 日

国立・公立大学法人 様
私立大学 様
教育実習担当者 様

豊中市教育委員会事務局
教 職 員 課 長

令和 9 年度（2027 年度）実施 豊中市立学校教育実習について

＜教育実習申し込み方法＞

- 1、「豊中市立学校教育実習取扱要綱」（以下「要綱」という。）及び「豊中市立学校教育実習等取扱事務に係る細則」（以下「細則」という。）をよくお読みいただき、お申し込みください。
- 2、電子申込による申請となります。電子申込には、利用者登録（大学登録）が必要です。なお、一大学につき登録アカウントは一つまでです。複数キャンパスがある大学で実習担当窓口がキャンパスごとにある場合は、代表窓口を決め、登録してください。

＜利用者登録（大学登録）開始日＞

令和 8 年（2026 年）8 月 10 日（月）から

- 3、実習生登録について

期間が到来したら、下記期間中に電子申込「令和 9 年度（2027 年度）豊中市立学校教育実習生情報登録」にて、実習生について登録してください。

＜実習生情報登録期間＞

令和 8 年（2026 年）8 月 10 日（月）～令和 8 年（2026 年）9 月 18 日（金）
（午後 11 時 59 分受信分まで有効）

＜教育実習受け入れについて＞

- 1、実習生の受け入れにかかる受付・実習校決定の業務は「教育委員会事務局 教職員課（以下、「教職員課」）」が担います。
- 2、「豊中市立学校教育実習取扱要綱」第 3 条第 2 項による教育実習を申し込む場合、必ず「教職員課」あてに事前連絡してください。協議がない状態でのお申し込みは、ご意向に沿うことが困難となります。

- 3、 大学等は必ず、健康診断の実施及び麻しん抗体有無の確認について行ってください。行わなかった場合、要綱第8条（3）により、大学等へ連絡の上、実習を中止します。
- 4、 教育実習に向け、受け入れ校では様々な準備をしております。原則、教員希望者の学生が実習を受けるものと考えておりますので、実習生及び大学等はその趣旨を十分にご理解ください。
- 5、 単位の取得不足により教育実習を辞退する学生が例年発生しております。単位不足になることが予想される学生からの教育実習申し込みはご遠慮ください。
- 6、 各学校の受け入れ体制を優先して決定するため、受け入れできない実習希望者が出る場合もあります。予め実習希望者に周知いただきますようお願いいたします。なお、受け入れ可否の通知は、9月末頃に電子申込システムの大学登録より、申込内容照会ページにアップロードいたします。

<実習生の配置について>

母校配置はいたしません。

<養護教諭実習や専科代替について>

- 1、 養護教諭実習について、校種は選べません。
- 2、 中学校や義務教育学校後期課程の美術・音楽について、小学校専科代替が可能な場合、学校状況によっては小学校や義務教育学校前期課程への配置となります。

<各書類の様式や、大学独自の書類持ち込みについて>

豊中市では、教育実習に係る書類について、豊中市で定めている様式を使用するため、大学様式は使用できません。また、大学独自の書類の持ち込みもご遠慮いただいております。なお、豊中市の様式見本については、大学登録後の「申込内容照会」ページよりご確認ください。

<教育実習に係る陳情について>

教育実習期間中の陳情については、所属大学の担当者を通じて行うよう、学生へ周知ください。学生や、学生の家族からの直接連絡は対応いたしかねます。

（問合せ）

豊中市教育委員会事務局

教職員課（教育実習担当） 福島 洋平

電 話：06－6858－2560

E - mail:kyoushoku@city.toyonaka.osaka.jp